

○新見市新見文化交流館条例

令和３年９月２９日

条例第４１号

(設置)

第１条 地域住民の芸術・文化の振興並びに福祉の増進を図るため、新見市新見文化交流館（以下「交流館」という。）を設置する。

(位置)

第２条 交流館の位置は、新見市新見１２３番地２とする。

(事業)

第３条 交流館は、次の事業を行う。

- (１) 交流館の管理運営に関すること。
- (２) 芸術文化活動の振興に関すること。
- (３) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事業

(開館時間及び休館日)

第４条 交流館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休館日の変更を行い、又は臨時的に休館日を設けることができる。

(１) 開館時間 別表第１に定める時間とする。

(２) 休館日

ア 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日に当たるときは、その日以降において、その日に最も近い国民の祝日に関する法律に規定する休日でない日とする。

イ １２月２９日から翌年１月３日まで

ウ 館内整理期間

(職員)

第５条 交流館に館長その他必要な職員を置く。

(使用の許可)

第６条 交流館及びこれに附属する設備・器具を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

２ 前項の許可に当たり交流館の管理運営上必要がある場合、市長は、その使用について条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第７条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流館の使用を許可しないものとする。

- (１) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (２) 施設又は附属設備・器具を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (３) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (４) その他交流館の管理上支障があると認められるとき。

(目的外使用及び使用権の譲渡等の禁止)

第8条 第6条第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けた目的以外に交流館を使用し、又は使用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第9条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その使用条件の変更を命じ、若しくは使用許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(3) 第6条第2項に規定する条件に違反したとき。

(4) 第7条各号のいずれかの規定に該当するとき。

(5) 災害その他の不可抗力により、交流館の運営上緊急やむを得ない事態が発生したとき。

(6) その他交流館の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定による使用許可の取消し等により使用者に損害を生ずることがあっても、賠償の責を負わない。

(使用料)

第10条 使用者は、施設使用料を納めなければならない。

2 施設使用料は、基本使用料及び特別使用料とし、別表第2に定めるとおりとする。

3 施設使用料のうち、基本使用料については、その使用の許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

4 使用者は、第2項に定めるものを除くほか、交流館の附属設備・器具を使用する場合は、別に定める額を使用後直ちに納付しなければならない。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由によって使用できなくなったとき。

(2) 使用者が使用開始前に使用許可の取消しを申し出て、相当の理由があると認めるとき。

(3) その他相当の理由があると認めるとき。

(特別の設備等の承認及び指示)

第12条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(1) 特別の設備を設置するとき。

(2) 備付け以外の器具を使用するとき。

2 市長が必要と認めたときは、使用者に対し特別の設備を設置することを命ずることができる。

(入場制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、交流館への入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑をかけるおそれのある物品若しくは動物の類を携行する者
- (2) 許可なくして営業行為をし、又ははり紙若しくは広告、宣伝活動等を行う者
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれのあると認められる者
- (4) その他交流館の管理上支障があると認められる者
(保安等の責任)

第14条 使用者は、交流館の使用に当たっては、施設及び附属設備・器具を責任を持って管理するとともに、入場者の管理及び警備を行うものとする。

(職員の立入り等)

第15条 使用者は、使用中の場所に職員が職務執行のために立ち入るときは、これを拒むことができない。

2 使用者は、職員の指示に従わなければならない。

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、交流館の使用を終わったとき（使用許可の取消し又は使用の停止を受けたときを含む。）は、直ちに職員の指示に従い、当該施設又は附属設備・器具を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市において原状に復し、これに要した経費は使用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第17条 使用者は、施設又は附属設備・器具を損傷し、又は滅失したときは、何人の行為であるかを問わず、職員の指示に基づき、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、賠償額を減額し又は免除する。

(指定管理者による管理)

第18条 施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第19条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の利用の許可に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他施設の設置の目的を達成するために必要な業務

(指定管理者の指定手続等)

第20条 指定管理者の指定手続等については、新見市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年新見市条例第14号）の規定に基づき実施するものとする。

(読替規定)

第21条 前条の規定により指定管理者を指定したときは、第6条、第7条、第9条、第

10条、第12条、第13条の「市長」及び第16条の「市」を「指定管理者」に読み替えるものとする。

2 前項の場合において、この条例に定める「使用」を「利用」に読み替える。又「使用料」を「利用料金」に読み替え、指定管理者に収受させることができる。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、新見文化交流館・生涯学習センター条例（平成17年新見市条例第298号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第4条関係）

開館時間

区分	開館時間	備考
大ホール	9時～22時	
小ホール		
ホワイエ		
楽屋1		
楽屋2		
楽屋3		
控室		
音楽練習室		
ふれあい広場		
ギャラリー	9時～19時	ただし、小ホールを同時に使用する場合は、22時まで使用できるものとする。

別表第2（第10条関係）

施設使用料

基本使用料

区分	午前 (9時～13時) 1時間あたり	午後 (13時～17時) 1時間あたり	夜間 (17時～22時) 1時間あたり	全日 (9時～22時)	備考
大ホール	3,000円	3,000円	3,750円	42,750円	舞台・客席・ホワイエを含む。

小ホール	1, 200 円	1, 200 円	1, 500 円	15, 000 円	
楽屋 1	100 円	100 円	120 円	1, 400 円	
楽屋 2	100 円	100 円	120 円	1, 400 円	
楽屋 3	150 円	150 円	180 円	2, 100 円	
控室	100 円	100 円	120 円	1, 400 円	
音楽練習室	200 円	200 円	200 円	—	
ふれあい広場	2, 000 円	2, 000 円	2, 000 円	—	
ギャラリー	500 円	500 円	500 円	—	営業活動のために使用する 場合のみ有料とする。

特別使用料

使用料種別	使用料の内訳	
入場料徴収加算料	入場料 1, 001 円～2, 000 円の場合にあつては、基本使用料の 20 % に相当する額	
	入場料 2, 001 円～4, 000 円の場合にあつては、基本使用料の 50 % に相当する額	
	入場料 4, 001 円以上の場合にあつては、基本使用料の 100 % に相当する額	
営業加算料	使用目的が営業活動の一部と認められる場合にあつて、入場料等を徴収しない場合は基本使用料の 30 % に相当する額、入場料等を徴収する場合は基本使用料の 50 % に相当する額	
市外居住加算料	使用者が市外居住者（事務所又は事業所を有する法人その他の団体を含む。）の場合は基本使用料の 30 % に相当する額	
休館日使用加算料	使用日が休館日の場合にあつては、基本使用料の 50 % に相当する額	
超過使用加算料	特別な理由により、9 時以前又は 22 時以降に使用する場合は、30 分につき 4, 000 円	
冷暖房加算料	大ホール	1 時間につき 2, 500 円
	小ホール	1 時間につき 1, 500 円
	小ホール床暖房	1 回につき 3, 000 円
	ホワイエ	1 時間につき 2, 500 円

備考

- 1 本番日以外の使用日については、基本使用料の 50 パーセントの額とする。
- 2 大ホールのホワイエのみの使用の場合は、大ホールの基本使用料の 50 パーセントの額とする。
- 3 ふれあい広場を使用する者が、準備等のため使用する時間については基本使用料の 20 パーセントの額とする。
- 4 特別使用料の表使用料種別の欄中「入場料徴収加算料」、「営業加算料」、「市

外居住加算料」、「休館日使用加算料」、「超過使用加算料」、「冷暖房加算料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。

- (1) 入場料徴収加算料 大ホール・小ホールの使用者が、当該ホールに入場する者から入場料等を徴収する場合に加算される使用料
- (2) 営業加算料 大ホール・小ホールの使用者が、施設を商業宣伝又はこれに類する目的のために使用する場合に加算される使用料
- (3) 市外居住加算料 新見市外に居住する者が使用する場合に加算される使用料
- (4) 休館日使用加算料 使用日が休館日の場合に加算される使用料
- (5) 超過使用加算料 時間区分外に使用する場合に加算される使用料
- (6) 冷暖房加算料 冷暖房を使用した場合に加算される使用料

5 入場料等とは、入場料、会場整理費及びその名称のいかんにかかわらず、催物 1 回について入場者が支払う対価をいい、座席等により入場の対価の額が異なる場合は、その最高額とする。

6 この表に基づいて算出した使用料の額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。